

定額給付金に関する アンケート調査結果

全国市長会財政委員会
平成20年11月

1. 調査目的

政府が緊急経済対策の中で示した「定額給付金」については、去る11月13日に開催した全国市長会理事・評議員合同会議において、「定額給付金」の意義や制度設計のあり方、仕組み等について様々な議論がなされました。全国市長会では、定額給付金の課題、問題点等を把握・整理し、政府における制度設計の「素案」に反映するよう要望するため、このアンケート調査を実施しました。

2. 調査対象【80市】

全国市長会正副会長、財政委員会委員

3. 調査期間

平成20年11月18日～11月20日

4. 調査方法

調査票をFAXにて送付し、回答票をFAXにより回収しました。

5. 回答率

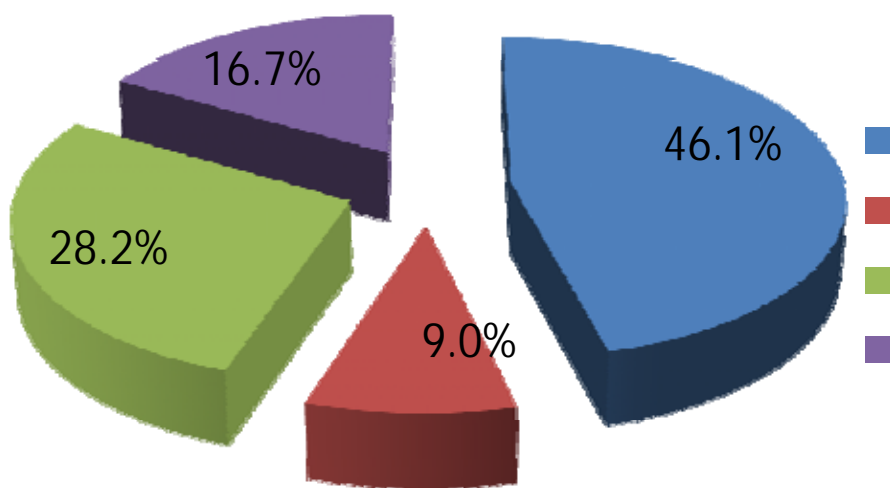
97.5%【80市中78市から回答】

1. 定額給付金制度について

総論

Q1 追加経済対策としての「生活対策」は、重点分野として、()生活者の暮らしの安全、()金融・経済の安定強化、()地方の底力の発揮を掲げています。「定額給付金」は()の「生活者の暮らしの安全」の一環としての「家計緊急支援対策」に位置付けられていますが、このことについてどうお考えですか。

生活支援対策、経済対策の両面から、全世帯の家計に対する支援は必要と考える。
生活支援対策の観点から、低所得世帯、高齢者や児童のいる世帯など特定の家計に対する支援を優先させるべきである。
生活支援対策、経済対策いずれの観点を重視するかも含め、政策の内容、実施方法等は地方の自主性に委ねるべきである。
その他(具体的に:)



回答結果

回答総数: 78市

各選択肢の回答数と回答比率

: 36市	46.1%
: 7市	9.0%
: 22市	28.2%
: 13市	16.7%

Q1 説明

政府は、追加経済対策としての「生活対策」において、定額給付金を重点分野の一つである「生活者の暮らしの安全」の「家計緊急支援対策」として位置づけていますが、定額給付金制度については様々な議論があります。

そこで、定額給付金制度についての考え方を尋ねたところ、

「生活支援対策、経済対策の両面から、全世帯の家計に対する支援は必要と考える。」46.1%、
「生活支援対策、経済対策いずれの観点も重視するかも含め、政策の内容、実施方法等は地方の自主性に委ねるべきである。」28.2%、
「その他」が16.7%、
「生活支援対策の観点から、低所得世帯、高齢者や児童のいる世帯など特定の家計に対する支援を優先させるべきである。」9.0%

となっています。

「その他」の回答としては、

「定額給付金制度は一過性のものであり、効果に疑問がある」

「定額給付金としてではなく、市町村への交付金として交付し、生活支援対策及び経済対策を講じさせるべき」

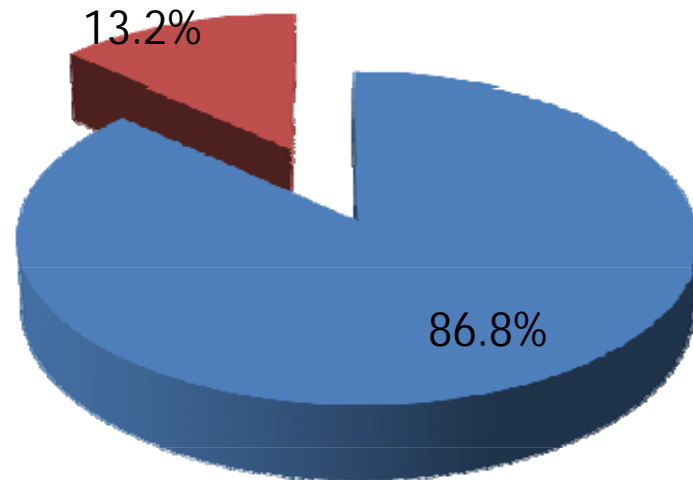
「定額給付金制度は、国の施策を実施するものであるため、国が責任をもって制度設計をすべきである」などがあります。

2. 実施に当たっての制度設計の課題について

所得制限

Q2 与党合意において「所得制限を設けるかどうかは、各市町村がそれぞれの実情に応じて交付要綱において決定する」とされております。しかし、厳密な所得制限を行おうとした場合、法的、制度的に解決すべき課題があると考えますが、さらに、住民間の公平性の問題、窓口における混乱、事務負担の増大などが懸念されます。そこで、政府においては、所得制限を設けないこととして統一的な取扱いとすべきである旨を要請する必要があると思われませんが、どうお考えですか。

所得制限は設けない統一的な取扱いとすることを政府に要請すべきである。
所得制限を設ける選択肢があってもよいので、政府に要請する必要はない。



回答結果

回答総数：76市

各選択肢の回答数と回答比率
：66市 86.8%
：10市 13.2%

Q2 説明

与党合意において「所得制限を設けるかどうかは、各市町村がそれぞれの実情に応じて交付要綱において決定する」とされていますが、厳密な所得制限を行おうとした場合、法的、制度的に解決すべき課題があると考えられるとともに、

住民間の公平性の問題、
窓口における混乱、
事務負担の増大などが懸念されています。

そこで、所得制限を設けない統一的な取扱いとすることを政府に要請すべきか否かについて尋ねたところ、

「所得制限を設けない統一的な取扱いとすることを政府に要請すべきである」は86.8%

理由としては、

「制度的に所得制限を選択できない。所得の定義、所得情報の使用のあり方など、所得制限するには解決すべき課題が多い」、

「所得制限は事務を煩雑にするだけでなく、住民間の公平性にも問題がある」、

「市町村に差異が生じることは望ましくない」、

「事務の円滑化、簡素化」

「国が統一的な基準を設けるべきである」

などがありました。

「所得制限を設ける選択肢があってもよいので、政府に要請する必要はない」は13.2%、

理由としては、

「所得制限をするかしないかは自治体の自主的判断に任せればよい」、

「政府の方針は示されており、市長会でその取り扱いがまとまるのであれば、あえて政府要請の必要はない」などがありました。

給付方式

Q3 給付方式は原則としてどのような方法が良いとお考えですか。

例えば、

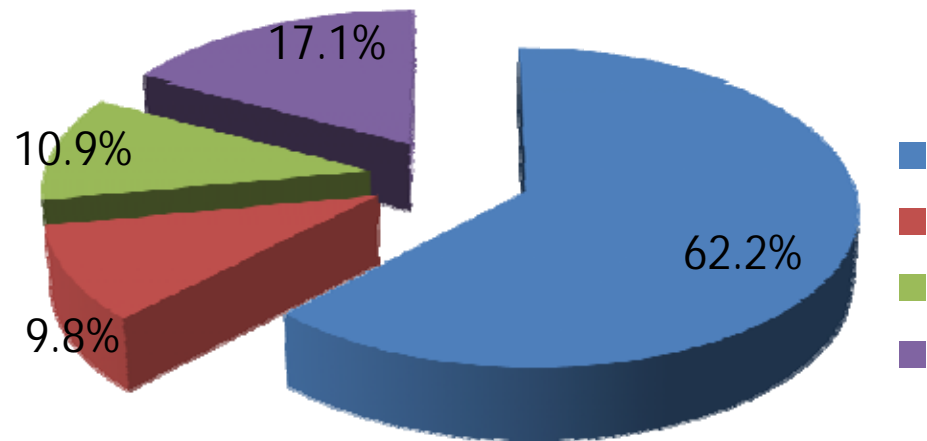
口座振替

現金の直接交付

その他小切手又は郵便小為替の交付など

(具体的に:)

その他 (具体的に:)



回答結果

回答総数:76市

各選択肢の回答数と回答比率

:51市 62.2%

: 8市 9.8%

: 9市 10.9%

:14市 17.1%

複数回答あり

Q3 説明

定額給付金の給付に当たっては、対象者に、安全・確実に、かつ窓口で混乱が生じないように支給しなければなりません。そこで、どのような方法で給付をしたらよいか尋ねたところ、

「口座振替」62.2%、
「その他」が17.1%、
「その他小切手又は郵便小為替の交付など」10.9%、
「現金の直接交付」9.8%、
となっています。

なお、「その他小切手又は郵便小為替の交付など」としているものの中には、原則は、「口座振替」としつつも、口座を保有しない方や振り込め詐欺の等の犯罪防止対策のためにも、小切手などの手段を併用できるようにすべきであるといった趣旨のものも含まれています。

「その他」の方法としては、
「窓口での業務に混乱を来たさない簡素な仕組み」
「口座振替と現金の直接交付の併用」
「地方の自主性に委ねるべき」
という回答がありました。また、
「生活支援や地域の景気対策を確実なものとするためにはかつての地域振興券のようなものがよい」
「普通為替で国の政策として手数料を無料化すべき」
「国が直接支給すべきである」
などがよいとするものもありました。

申請受付期間

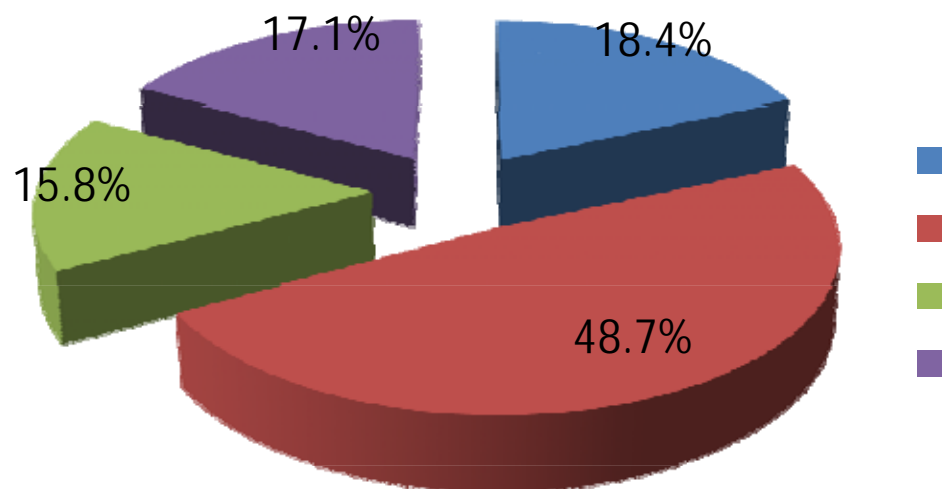
Q4 政府は、給付開始時期は「今年度内」実施としていますが、窓口の混乱を回避するために、申請受付期間は、どのくらい必要とお考えですか。

1ヶ月

3ヶ月

6ヶ月

その他(具体的に:)



回答結果

回答総数: 76市

各選択肢の回答数と回答比率

: 14市 18.4%

: 37市 48.7%

: 12市 15.8%

: 13市 17.1%

Q4 説明

与党合意では、給付開始時期は「今年度内」実施を目指していますが、あまりに短期間だと窓口の混乱が予想されます。そこで、窓口の混乱を回避する観点や給付対象者の正確な把握などの観点から申請受付期間はどのくらいが必要かと尋ねたところ、

「3か月」が48.7%、
「1ヶ月」が18.4%
「その他」が17.1%、
「6ヶ月」が15.8%
となっています。

なお、「その他」として、「2ヶ月」といった回答があったほか、

「給付の方法次第で異なるため、窓口は、相応の期間を設ける必要がある」
「人口規模などの自治体の環境によって期間の長短が生じる」
「現段階で国から具体的な制度設計が示されていないため、判断しかねる」

などがありました。

3. その他

自由記載欄

Q5 対象者及びその調査方法、給付方法及び手続き、財政措置等について、疑問点、要望事項など自由にご記入願います。

この事務の実施に当たっては、対象者及びその調査方法、給付方法及び手続き、財政措置等様々な課題、疑問点、要望事項があるので、それを自由記載として尋ねました。

主な事項は、次のとおりです。

(給付対象者及び調査方法について)

- ・外国人の取扱いなどを明確にするべき。
- ・一人暮らし高齢者や障害者、認知症の方などからの申請方法、住所不定者やDV被害者等住民登録のない方への対応について、綿密かつ明確に制度設計をすべき。また、転入転出の場合の取扱いなどについても明確にすべき。

(給付手続きについて)

- ・申請受付の際の本人確認の手段や代理人・委任状はどうか。
- ・給付に関するトラブル発生の際の責任分担はどうか。
- ・行政としては、個人情報管理をはじめ万全を期すが、振り込め詐欺対策や犯罪に利用されないよう配慮が必要である。

(給付方法について)

- ・地域振興券のような地域通貨や3年償還あるいは5年償還の国債を発行し、定額給付金として給付すべき。
- ・子育て支援券(金券)を有しており、定額給付金をこの金券を支給して良いかどうか。
- ・支給対象者に税金の滞納等があった場合、定額給付金を充当できないか。
- ・口座振替による給付方式は、実質的な消費拡大につながらないのではないか。

(広報について)

- ・混乱なく実施するためには十分な広報が必要。
- ・給付の目的と効果を国民にわかりやすく説明し、国税の適切な支出であることを国民にPRし、給付金が有効に使われるように啓発活動が必要。

(財政措置について)

- ・対象者のリストアップ、ソフト開発費、振込手数料、郵送料、会場借上げ料、印刷製本費、夜間・休日窓口対応の人員費等給付に要した費用の全額に對する十分な財政措置を国費ですべき。
- ・支給に要する事務費については、範囲を厳に特定することなく、所要額として全額交付するべき。
- ・給付金原資は、給付開始前に市町村に交付すべき。

(制度について)

- ・給付金に対する世論の状況を踏まえ、本当に地域や国民のためになる手法を検討していただきたい。
- ・国において、制度の明確な基準を早急に定め、マニュアルやQ & Aを示すべき。
- ・市町村の窓口が混乱しないよう、極力簡素で明快な仕組みとすべき。
- ・給付開始までの準備期間は十分にとれるように配慮すべき。
- ・住民間の公平性を確保するため、統一した制度とすべき。
- ・今回の定額給付金は経済対策として効果があるのか疑問である。

(議会審議について)

- ・給付事務が法定受託事務ではなく自治事務になっており、市町村議会で予算が否決された場合は、どうするつもりか。